

虐待防止のための指針

独立行政法人国立病院機構石川病院

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

入所者（患者）への虐待は人権侵害であり、入所者（患者）の尊厳ある生活を阻むものである。石川病院では、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法に基づき入所者（患者）の虐待防止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、全ての職員は本指針に従って医療・サービスを提供する。

2. 虐待の定義

この指針において、虐待とは職員が入所者（患者）に対して行う次の行為をいう。

1) 高齢者虐待

- (1) 身体的虐待
- (2) 心理的虐待
- (3) 性的虐待
- (4) 経済的虐待
- (5) 介護・世話の放棄・放任

2) 障害者虐待

- (1) 身体的虐待
- (2) 心理的虐待
- (3) 性的虐待
- (4) 放棄・放置（ネグレクト）
- (5) 経済的虐待

3) 児童虐待

- (1) 身体的虐待
- (2) 性的虐待
- (3) 放棄・放置（ネグレクト）
- (4) 心理的虐待

3. 虐待防止委員会その他組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見及び、虐待等が発生した場合その再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、虐待防止委員会を設置する。

1) 委員会の役割

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待防止を目的とした職員研修の企画・推進
- (3) 虐待防止に関する担当者の選定（委員より選任する）
- (4) 虐待予防、早期発見に向けた取り組み
- (5) 虐待が発生した場合の対応
- (6) 虐待の原因分析と再発防止策の検討

※虐待防止委員会と身体拘束等最小化委員会は、それぞれの要件を満たす内容が検討できる場合は一体的に開催しても良いこととする。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止を目的とした職員研修を、原則年2回以上及び職員採用時に実施する。尚、身体拘束等最小化のための職員研修と合わせて実施してもよいこととする。実施した研修の内容（開催日時、出席者、研修内容）は記録し保管しておく。

5. 虐待が発生した場合の基本方針

- 1) 虐待等が発生または発生した疑いがある場合において、緊急性が高いと判断した事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の生命と権利の保全を最優先する。
- 2) 虐待等が発生または発生した疑いがある場合、直ちに委員会を開催し客観的な事実関係の確認を行う。
- 3) 虐待者が職員であることが判明した場合は厳正に対処する。
- 4) 虐待が発生した要因、再発防止策について委員会で討議し職員に周知する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

入所者（患者）または家族等から虐待の通報を受けた場合は、虐待防止および身体拘束等最小化に関する組織と報告の体制図（別紙1）に従って対応する。

職員は、施設内における虐待は外部から把握しにくいことを認識し日頃から虐待の早期発見に努めるとともに虐待等が発生または発生した疑いがある場合は速やかに報告する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- 1) 虐待等の苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者へ報告する。
- 2) 相談窓口で受け付けた内容は個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- 3) 対応の結果は相談者へ報告する。

8. 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

9. 当指針の閲覧について

当指針は、入所者（患者）及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

本指針は令和6年4月1日から施行する